

会議録

会 議 名	八王子市恩方老人憩の家指定管理者候補者選定のための評価会議	
日 時	令和3年(2021年)8月4日(水)午後1時～3時	
場 所	八王子市役所 本庁舎 805会議室	
出席者氏名	参加者	非公開
	応募者	社会福祉法人八王子市社会福祉協議会 吉本福祉総務課長、西田総務担当主査、井上和之主任嘱託員
	事務局	高齢者いきいき課 吉本知宏課長、辻誠一郎主査、池田光主任、大内夏奈主事
欠席者氏名	なし	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 福祉部長 あいさつ 3. 座長の選出 4. 事務局から説明 5. プレゼンテーションの実施 (応募者)社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 6. 意見聴取 7. 閉 会 	
公開・非公開の別	非公開	
非 公 開 理 由	八王子市情報公開条例第8条第5号	
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	<ol style="list-style-type: none"> (1)次第 (2)参加者名簿 (3)指定管理者候補者評価基準表 (2)指定管理者候補者提出書類 	
会議の内容	【発言者】	【内容】
	吉 本 課 長	<p>ただいまより、八王子市恩方老人憩の家指定管理者候補者選定のための評価会議を開会いたします。</p> <p>なお、本評価会議は八王子市情報公開条例第8条第5号に基づき、非公開となります。</p> <p>また、本評価会議の議事録を作成いたしますので、録音させていただきますことをご了承願います。</p> <p>では、開会に先立ちまして、本市福祉部長の石黒より、ご挨拶させていただきます。</p>

	石黒部長	<p>八王子市福祉部長の石黒です。本日は暑い中、八王子市恩方老人憩の家指定管理者候補者選定のための評価会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p>
		<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言が延長され、市役所で行っている他の会議は書面会議又は延期とさせていただいておりますが、この会議につきましては事業者のプレゼンテーションが必要です。皆様にご出席いただく形での会議とさせていただきます。感染防止対策、また時間短縮にも努めてまいりますのでご協力をお願いいたします。</p>
	吉本課長	<p>ありがとうございました。続きまして、他の参加者のご紹介をいたします。</p>
		<p><紹介></p>
	参加者	<p><自己紹介></p>
	吉本課長	<p>ありがとうございます。続いて事務局職員の紹介をいたします。</p>
	事務局長	<p><自己紹介、名前のみ></p>
	吉本課長	<p>それでは、議事に入ります前に事務局から配付しております資料の確認をさせていただきます。</p>
	事務局	<p>それでは、事前配付資料をご確認ください。</p>
		<p>①申請書（第5号様式）…指定の様式です。 ②事業計画書…事業者が施設の管理・運営を行う上での計画書です。 ③収支予算書…事業者が施設の管理・運営を行う上で必要となる資金の収支予算書です。 ④団体の概要…事業者の法人としての概要です。 ⑤申請団体の定款・寄付行為等…事業者の運営にあたっての基本規則です。 ⑥役員名簿 ⑦表明・確約書…暴力団関係者でないことの証明です。 ⑧税務署発行の納税証明書…法人税、消費税等の滞納がないことの証明です。 ⑨財務諸表…事業者の財務状況です。 ⑩団体の活動実績…事業者の過去の実績です。</p>
		<p>続きまして、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。</p>
		<p>①次第</p>
		<p>②参加者名簿</p>
		<p>③法人登記事項証明書…法人の会長が7月に変更となったため、当日の配付資料としています。</p>
		<p>④評価基準表</p>
		<p>資料は過不足などございませんでしょうか。</p>
	吉本課長	<p>それでは、次第に基づきまして、座長の選出をいたします。事務局案で福祉部長を座長に選任したいと考えておりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>

<p>参 加 者 吉 本 課 長 座 長</p> <p>事 務 局</p>	<p><了承> それでは、以後の進行は、座長にお願いいたします。 では、私が座長を務めますので、会議の進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>施設の概要、応募状況及び選考状況につきまして、事務局から説明願います。</p> <p>(1)指定管理者制度について 指定管理者制度とは、従来、地方公共団体やその外郭団体に公の施設の管理を限定していましたが、株式会社をはじめとした民間法人・NPO法人にも管理をさせることができる制度で、平成15年6月13日公布、同年9月2日に施行された地方自治法の改正により可能となった制度です。</p> <p>(2)恩方老人憩の家の施設及び事業の概略 恩方老人憩の家は、昭和49年12月2日に恩方事務所の2階を使って老人福祉施設として開館しており、市内在住の高齢者の憩いの場として利用されています。 開館日は、月曜から金曜まで、開館時間は、午前9時から午後4時までです(休館日は、土・日・祝日・年末年始)。 なお、平成11年2月1日に管理業務の委託を開始し、平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。その段階から八王子市社会福祉協議会が、引き続きその運営を行っています。 平成19年12月に施設の大規模改修を実施し、段差を解消するとともに館内照明を明るくし、土足のまま館内に入れるようにするなど、利便性の向上がなされています。 恩方老人憩の家の占有面積は、603㎡です。中には、娯楽室、浴室、図書室、講習室、会議室等を備えています。また、生きがいつくりの教室、自主サークル活動及び指定管理者が企画した各種講座などを通じて、高齢者の楽しみを提供するということに加えて高齢者同士の交流を深めるとともに、仲間づくりの場として貢献している無料の福祉施設です。</p> <p>(3)公募結果報告 6月1日発行の「広報はちおうじ」にて、恩方老人憩の家の指定管理者の募集を行い、平成18年度から令和3年度まで指定管理者となっている「社会福祉法人八王子市社会福祉協議会」の一者から応募がありました。</p> <p>(4)選考状況 八王子市恩方老人憩の家指定管理者候補者選定に関する実施要綱に基づき、審査を行うこととなっております。 一次審査は、八王子市福祉部により、応募資格及び事業計画書の記載事項に違法性が無いか等の点検を行い、応募資格の事前審査を行っております。審査結果につきまして、応募法人は適法な内容であるもの</p>
---	---

座 参 座 事 務 局	長	と判定しております。 それでは、事務局の報告に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、発言をお願いいたします。
	加 者	<発言なし>
	長	続きまして、八王子市恩方老人憩の家指定管理者候補者選定のための「評価方法」、「プレゼンテーションの実施方法」及び「候補者選定の決定方法」について、事務局から説明をお願いします。 (1)評価方法について 二次審査は、本評価会議において、事業計画書の内容審査及び応募者に提案内容のプレゼンテーションを実施していただいた上で審査を行います。本評価会議でいただいた意見を基に、所管課で最終的な評価・選定を行います。 (2)プレゼンテーションの実施方法について プレゼンテーションは、一次選考を通過した一者によるプレゼンテーションを行います。持ち時間は15分、その後15分間の質疑応答を行います。 (3)候補者の決定方法について 評価基準表を用い、プレゼンテーションと質疑応答の終了後に評価していただきます。合格の基準は、各項目において参加者の皆様の評価点の合計を算出します。算出したあと、全ての項目において満点の6割、つまり、全ての項目で皆様の平均点が3点以上となった場合、合格とします。その後、評価会議で徴取した意見及び評価を参考に、所管課において行う価格評価と合わせ、総合点を算出し、指定管理者候補者を決定します。
座	長	それでは、事務局からの説明にありました評価方法、プレゼンテーションの実施方法及び候補者の決定方法について、ご意見、ご質問等ございましたら、発言をお願いします。
参 座	加 者	<なし>
参 座	加 者	それでは、これより、一次選考を通過いたしました法人のプレゼンテーションに入ります。プレゼンテーションに入る前に、打ち合わせること、確認しておくことなどありましたら発言をお願いします。
参 座	加 者	<なし>
参 座	加 者	では、プレゼンテーションを行う法人の説明者を入室させてください。 <八王子市社会福祉協議会 入室>
座	長	それでは、プレゼンテーションに入る前に事務局から説明をお願いします。
事 務 局	局	説明時間は15分以内で、終了後、15分間の質疑応答の時間を設けません。プレゼンテーションの終了時間の1分前になりましたらベルを1回、終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、プレゼンテーションを終了してください。また、本日の結果については、後日書面にて通知させていただきます。それではお願いします。
応 募 者	者	では、これより第5期八王子市恩方老人憩の家指定管理者プレゼンテーションを開始いたします。八王子市社会福祉協議会 福祉総務課長吉本と申します。よろしくお願いたします。

	<p>初めに、八王子市社会福祉協議会について説明させていただきます。</p> <p>八王子市社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定されている団体で、地域福祉の推進を図ることを目的として定められています。地域福祉活動の中心的な役割を果たしており、運営の原則は地域の住民、社会福祉関係者などの参加協力を得て活動をするを大きな特徴とし、民間組織としての実績と公共性を合わせ持つ団体です。全国及び都道府県全ての区市町村に社会福祉協議会が設置されています。</p> <p>八王子市社会福祉協議会は、大正15年八王子市社会事業協会の名称で民間による社会福祉の向上を目的に設置され、八王子市社会福祉協議会という名称に改正後、昭和42年に社会福祉法人の許可を得て今日に至っています。地域福祉を推進する中核的な団体として、「あなたもわたしも主役一つながりあい、支えあうまち 八王子」を基本理念とし、住民の生活の場である地域によって誰もが安心して生きがいをもって暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して活動しています。</p> <p>恩方老人憩の家の管理運営では、本会が平成11年2月から受託して以来20年以上にわたり行っています。</p> <p>本会が有する高い公共性と長年培ってきた公平性、創造性を基に事業を円滑に実行し、安定した管理運営を行うことにより、地域住民の信頼を得てまいりました。</p> <p>指定管理申請書の事業計画の中で重点項目として4点挙げておりますので、それに沿って説明いたします。</p> <p>1点目は、「あんしん安全な施設を目指して」という項目におきまして、施設運営において最も重視しているのが、安心安全な施設運営です。利用者が安心してご来場いただけるよう、毎日チェックリストに基づき施設の安全点検を行っています。</p> <p>また、恩方事務所合同の避難訓練に参加していますが、施設独自でも訓練を実施しています。火災発生を想定した施設独自の訓練に当日利用していただいている方々にもご参加いただくことで、より実践的に実施しています。</p> <p>昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により感染防止対策が重要になってきています。皆様が安心してご利用いただけるよう、マッサージ機の間隔を空けるほか、カラオケ設備のビニールカーテンの設置、来館者の方の手指消毒の徹底、飲食の禁止等、徹底した感染防止対策をしています。利用者の皆様からも安心して利用できるという声をいただいています。</p> <p>2点目は、「利用しやすい施設づくり」です。</p> <p>施設の職員は常に親切・丁寧な対応を心掛けており、苦情を受けたときは迅速に対応しています。利用者の方からご意見箱にいただくご意見にはお礼や感謝の言葉をいただいています。</p> <p>また毎年利用者満足度調査を実施しており、利用者のニーズを把握し、ご要望に応えるよう取り組んでいます。</p> <p>3点目は、「利用率の向上に向けて」の取組です。</p> <p>施設の利用率の向上に向けて、自然豊かな恩方地域の特色を活かして、季節を感じられるイベントの実施や、来館意欲の向上に努めるもの</p>
--	--

を進めていきます。ひな祭り、こいのぼり、七夕、クリスマスの飾り等、季節ごとの飾りつけを施設内に施し、居心地よく魅力あふれる憩いの場となるよう職員が工夫を凝らしています。利用者の皆様にも大変喜ばれております。また、高齢者の生きがいづくりにつながる教室を実施しています。いきいき体操、健康体操など体を動かす教室は毎年人気の教室です。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない教室もありましたが、定員を減らし、密にならないよう工夫するなど、できる限り開催することに努めています。以前から実施している趣味の教室や、パソコン教室などを通して仲間づくり、生きがいづくりを継続するとともに、来年度スマートフォン教室を新たに実施し、利用者の皆様が新しい生活様式に順応するきっかけづくりを行う予定です。また、地域のシニアクラブや関係機関と連絡を取りながら地域の高齢者福祉の増進を図る事業を展開していきたいと考えております。

4点目は、「環境に配慮した施設運営」です。

日々の業務において使用する用紙の裏紙利用や、空調の温度設定など、環境配慮への取組を職員が積極的に実施しています。

朝顔と風船カズラのグリーンカーテンは、直射日光を避けることで室温の上昇を防ぐだけでなく、利用者の目を楽しませています。

以上4点を重点項目として挙げさせていただきました。

申請書の6ページのその他の提案事項に挙げている内容について説明します。本会では地域福祉推進計画いきいきプラン八王子を推進しており、その重点事業に地域福祉推進拠点の運営を挙げています。令和2年4月1日に地域福祉推進拠点恩方が恩方事務所内に設置されました。地域福祉推進拠点には地域福祉の専門職であるコミュニティソーシャルワーカーが常駐しており、コミュニティソーシャルワーカーは、地域で生活をしていく上でどこに相談してよいかわからない困りごとを受け付け、本人や地域の方々とともに問題解決に向けて一緒に考える役割を担っています。施設の利用者は、窓口で利用報告書を記入するために、職員と顔を合わせ、言葉を交わしています。職員は日頃から気軽に声をかけやすい関係づくりに努めています。このような関係づくりにより施設の職員は相談窓口としての機能も果たしています。建物の2階にあるため、困りごとをキャッチしたら1階の地域福祉推進拠点のコミュニティソーシャルワーカーにつなげ、同じ社協職員同士のスムーズなやりとりにより迅速な相談対応が可能となりました。

事例を2点紹介します。1つ目の事例は、85歳の利用者の方が「通帳からお金が引き落とされてしまった」と相談に来たことについてです。施設職員は踏み込んだ対応が必要になると判断し、拠点のコミュニティソーシャルワーカーにつなげ、対応してもらうことになりました。その後、金融機関に確認ができ、問題なかったため、利用者の方の安心につながりました。

2つ目の事例は、以前は市内の別の地域に自宅があり、事情により、恩方地域に転居してきた方についてです。以前住んでいた地域のコミュニティソーシャルワーカーが、地域に溶け込めるようにと憩いの家を紹介したことにより、来館されました。その方にはお風呂やカラオケを楽しんで

		<p>いただいております。これも社協の強みを活かした取組事例と考えています。</p> <p>日頃から憩の家の職員に対し信頼を寄せ、話しやすい環境ができおり、どなたでもつながる支援により、安心して暮らしやすい地域を目指していけるものと考えています。</p> <p>これらの今までの運営のノウハウを活かし、築き上げた利用者との信頼関係とともに恩方老人憩の家を引き続き管理運営していくことにより、安心して暮らしやすい地域づくりに貢献してまいりたいと考えています。私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。</p>	
座	長	ありがとうございます。質疑応答の時間に移ります。委員の方からそれぞれ質問がありましたらお願いします。	
参	加	者	事前に事業計画書の人件費を拝見しました。この単価だと辛うじて最低賃金のため、上げたほうが良いと思います。
座	長	者	ありがとうございます。他にご意見はございますか。
参	加	者	意見箱の意見の数が少ないと感じました。利用者の満足度が高いからだと思いますが、実際はどのような状況ですか。
応	募	者	ご意見箱には、施設の壊れている部分についての意見により、修繕したことに対するお礼や、簡単な改善点などのご意見が多く、深刻な意見はあまりありません。利用者の方もご意見箱につきましてはそのような認識でいると思います。
参	加	者	「あんしん安全な施設を目指して」というところで、事業計画書を見ると災害時の対応がきめ細かく記載されています。恩方老人憩の家の職員の人数は少ないと思いますが、何かあったとき、その人数で対応できるのですか。
応	募	者	日頃の勤務体制は月・火・水が2名、木・金が3名常駐しています。避難訓練は毎年実施しており、利用者は常連の方が多いため、何度も経験されている方が多いです。お互い顔見知りの方が多いので、助け合いながら怪我のないよう対応できればと思います。
参	加	者	利用者の方で常連の割合はどのくらいですか。常連の方が多いと新規の方が参加しづらいと思うので、新規の方に向けた取組もされた方がよろしいのではないのでしょうか。
応	募	者	現在は新型コロナウイルス感染症のためカラオケは中止していますが、平時の場合、7割ほどは常連という認識です。教室に関しては項目を増やしたため、常連の方だけでなく新規の方からも多くの応募があります。カラオケも友人を誘い参加するなど、新規の方が増えています。
参	加	者	プレゼンテーションでお話いただいた、来年度から実施予定のスマートフォン教室のほかに、新たな取組について何かあれば教えてください。また、意見箱について、感謝の言葉の代表的なご意見があれば教えてください。
応	募	者	新たな取組については、スマートフォン教室のほかに、年賀状作成教室を単発の講座として取り入れてみたいと考えています。 また、会場内で密になる可能性があるため、前年度、今年度と実施できていないバザーにつきましても、開催方法を検討していきたいと思います。文化祭は、長期間で作品展示のみの実施を検討しているため、こ

		<p>ちらも新たな取組になると考えております。</p> <p>感謝の言葉の代表的なご意見としては、「お風呂に入ってマッサージ機にあたるのが最高です。」「台風19号が発生した際、被害者の方向けにお風呂を開放していたため、被害者の方が助かる非常に良い取組だと思います。」「毎日粛々としていましたが、ここに来ることで心が穏やかになります。ぜひ継続してほしいです。」「行くところがなかったため、開館していただくのは非常にありがたいです。」といったお言葉をいただいています。</p>
参 応	加 募 者	<p>施設名称変更依頼がありますが、どういことですか。</p> <p>正式名称は「八王子市恩方老人憩の家」であり、この「老人」を削除してほしいという要望があります。正式名称のため外すことは難しいですが、通称としては外すことを市に相談して検討しても良いのではないかと考えています。利用満足度調査でも名称については度々ご意見をいただきますが、条例に基づいて使用しているということで、市にご相談した上で回答しています。</p>
事 務	局	<p>条例の基が、昭和40年の厚生省社会局長通知であり、老人憩の家という名称を名乗ることとあります。その当時から続いてしまっている状況です。</p>
参 応 参 加 者	加 募 者	<p>遠い方だどどのあたりから来ているのでしょうか。</p> <p>宇津木や小宮の方がおります。</p> <p>恩方老人憩の家の利用者の中で、遠い地域にお住まいの方はどのようにして通っているのですか。</p>
参 応 座	加 募 者 長	<p>高尾駅と八王子駅から出ているバスを利用されています。常連の方は車を使用している方も多いです。</p> <p>避難訓練は事前に告知をするのですか。</p> <p>慌てて怪我をしてしまうことがないように、事前に告知をしています。</p> <p>それでは、15分経ちましたので終了いたします。ありがとうございました。</p>
座	長	<p><八王子市社会福祉協議会 退出></p> <p>これから採点をしていただき、終了後は事務局が評価基準表を回収いたします。それでは採点をお願いいたします。</p> <p><採点></p> <p><事務局が評価基準表を回収></p>
座	長	<p>これから事務局が集計作業をいたしますので、今から10分間の休憩を取りたいと思います。再開は、2時10分からお願いいたします。</p> <p><事務局が各参加者の点数を集計></p>
座	長	<p>それでは再開いたします。事務局より集計結果の報告をお願いいたします。</p>
事 務	局	<p>集計結果を報告いたします。平均点につきまして、全ての項目で最低点の3を超えているので基準に達していることが確認できました。以上です。</p>
座	長	<p>ありがとうございます。報告についてご意見等ございましたらお願いします。</p>

座	長	<p><なし> ご意見がないようですので、各参加者の皆様にお諮りします。それでは八王子市社会福祉協議会を候補者として選定することに意義はないですか。</p>
座	長	<p><異議なし> ご異議ないものとして、八王子市社会福祉協議会を候補者として選定いたします。 本日は大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。事務局から報告はありますか。</p>
事	務	<p>局 本日、候補者を選定していただきましたが、この結果を受けて市側で正式に候補者を決定し、11月からの市議会定例会の議決を以って指定管理者が決定する流れとなっております。 最終決定結果につきましては、市議会定例会の議決後に、文書でお知らせいたします。</p>
座	長	<p>なお、本日までにお渡しした選考に関する資料については、全てこちらで回収いたしますので、机の上に置いてくださるようお願いいたします。 事務局からは以上です。 それでは、八王子市恩方老人憩の家指定管理者候補者選定のための評価会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>